

名古屋市緑政土木局における現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する取扱い要領

（目的）

第1条 本要領は、名古屋市緑政土木局所管の工事における工事請負契約約款第9条第3項の規定による工事現場への常駐義務の緩和及びそれに伴う現場代理人の兼務の試行についての取扱いを定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- （1） 工事等 名古屋市緑政土木局の発注に係る工事及び業務委託をいう。
- （2） 代理人 工事における現場代理人、業務委託における業務代理人をいう。
- （3） 現場 工事における工事現場及び業務委託における作業現場をいう。
- （4） 緑政土木局土木工事標準仕様書に定める業務委託 緊急処理業務委託、凍結防止散布業務委託、スクリーン清掃業務委託、河川敷緑地施設撤去・復旧委託、公園休日・夜間緊急処理業務委託、特記事項等に休日・夜間及び災害時の業務である旨が明記された業務委託をいう。
- （5） 少額随契 地方自治法施行令167条の2第1項第1号の規定に基づき契約を行うものをいう。
- （6） 特命少額随契 少額随契のうち地方自治法施工令167条の2第1項第2号から第9号までの要件に該当するもので、同令同条同項第1号の規定に基づき契約を行うものをいう。
- （7） 緊急随契 地方自治法施行令第百六十七条の2第1項第5号の規定に基づき契約を行うものをいう。

（適用）

第3条 本要領は、設計図書に「現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する特記仕様書」が添付されている工事についてのみ適用する。

（工事現場への常駐義務の緩和及び兼務）

第4条 発注者が、現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がなく、連絡体制が確保されると認めた場合において、次に掲げる条件の全てを満たす場合には、現場代理人は一つの工事現場への常駐を要しないことができるものとし、他の工事等の代理人と兼務できるものとする。

- （1） 兼務に係る全ての工事等の現場が名古屋市内であること。
- （2） 兼務に係る全ての工事等が代理人の常駐を義務付けていないこと。
- （3） 兼務に係る全ての工事が名古屋市低入札価格調査要領による調査に該当しないこと。
- （4） 兼務しようとする工事（第9号の兼務承認願を提出する工事をいう。）の契約の日の前12か月以内に、受注者が工事等において60点未満の成績をとっていないこと。
- （5） 代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。
- （6） 代理人は、兼務するいずれかの現場に常駐すること。ただし、兼務に係る工事等の現場間を移動している場合や発注者等関係者との打ち合わせ時を除く。
- （7） 代理人が現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、連絡員を配置し、監督員と直ちに連絡が取れる体制を構築すること。
- （8） 兼務するすべての工事の監督員に現場代理人兼務承認願（様式1-1）を提出し承認を得ること。

2 新たに代理人を兼務しようとする工事等が契約前である場合は、原則として既に代理人となっている工事の監督員に対し、事前に現場代理人兼務承認願（様式2-1）を提出し承認を得ること。ただし、契約後に本件により承認された現場代理人を当該現場に配置することを義務付けるものではない。

3 1件あたりの当初請負金額が500万円未満の工事の代理人は、他の業務委託又は他の当初請負金額が500万円未満の工事の代理人を、当該工事を含めて3件まで兼務することができるものとする。

4 1件あたりの当初請負金額が500万円以上4,000万円未満の工事の代理人は、他の業務委託又は他の当初請負金額が4,000万円未満の工事の代理人を、当該工事を含めて2件まで兼務することができるものとする。

- 5 当初請負金額が500万円以上の単価契約の工事に係る前2項の規定の適用については、当初請負金額が500万円未満の工事とみなすものとする。
- 6 前5項の規定にかかわらず、緑政土木局土木工事標準仕様書に定める業務委託については1件、災害時等における緊急随契による工事及び業務委託についてはそれぞれ1件ずつ、少額随契による工事及び業務委託については計3件まで、別に兼務できるものとする。ただしこの場合においても、次に掲げる条件を満たすものとする。
- (1) 災害時等における緊急随契による工事及び業務委託、特命少額随契による工事及び業務委託の代理人を兼務する場合においては、第1項第7号及び第8号を満たすこと。
- (2) 前号以外の工事及び業務委託の代理人を兼務する場合においては、第1項及び第2項を満たすこと。
- 7 前6項の条件を満足する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、常駐の緩和及び兼務を認めないものとする。
- (1) 難易度、施工内容、労働災害及び公衆災害の恐れがあることその他の理由により、兼務を認めることが適当でないと発注者が判断し、設計図書において代理人が現場に常駐すべき旨の定めがある場合。
- (2) すでに施工中の工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障があり、兼務をするための条件を満たしていないと発注者が判断した場合。
- (3) 兼務に係る工事のうちいずれかの現場において事故等が発生した場合。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が兼務を承認することが適当でないと認めた場合。
- 8 第2項の規定により、受注者があらかじめ現場代理人兼務承認同(様式2-1)を提出し、発注者が現場代理人兼務の承認について(様式2-2)により代理人の兼務を承認していた場合であっても、当該兼務をしようとする工事が第1項第3号の条件に反した場合にあっては、兼務を承認しないものとする。

(工事現場への常駐義務の緩和及び兼務の取り消し)

第5条 発注者が現場代理人の兼務を認めた場合であっても、前条第1項、第3項及び第4項の条件を満たしていないと発注者が判断した場合、又は前条第7項に該当した場合においては、兼務を取り消すことができるものとする。

(代理人の再配置)

第6条 発注者は、前条の規定により代理人の兼務を取り消した場合は、当該工事又は兼務する他の工事において直ちに新たな代理人を配置するよう指示するものとする。この場合において、当該工事に新たな代理人を配置する場合には、他の工事現場の代理人と兼務することができないものとする。

2 発注者は、受注者に対して前項の規定により新たな代理人の配置を指示した場合において、受注者が当該指示に従わないときは、代理人の配置がなされていない工事等に関し、代理人の配置がなされるまでの間、中断させることができる。

3 第1項の規定により新たな代理人を配置した現場においては、当該現場の代理人は、他の現場の代理人と兼務できないものとする。

(代理人の常駐義務緩和に基づく損害)

第7条 この要綱の規定に基づき、発注者が代理人の兼務を認めた場合において、代理人が常駐していない現場で事故等が発生し、第三者に損害を与えた場合は、受注者は、そのすべての責任を負うものとする。

附則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年10月1日から施行し、同日以後に契約を行う工事から適用する。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

		分類 区分	第1	第2	第3	第4														
		簿冊																		
現 場 代 理 人 兼 務 承 認 願 年 月 日 名古屋市長 ⑩ 下記の工事について、名古屋市緑政土木局における現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する取扱い要領の定めにより、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障を及ぼさず、かつ、発注者との連絡体制を確保しますので、現場代理人の兼務を承認願います。 なお、この現場代理人については、届け出た工事及び業務委託以外には一切従事しないこと、届け出た工事及び業務委託以外のものを兼務しようとする時は新たに兼務承認願いを提出すること、また、現場の体制に不備が発生した場合など同要領の条件に反した場合には代理人の兼務を中止しすみやかに新たな代理人を配置することを誓約します。 <table border="1"><tbody><tr><td>工事名</td><td></td></tr><tr><td>工事場所</td><td></td></tr><tr><td>請負代金額</td><td></td></tr><tr><td>工期</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr><tr><td>現場代理人氏名 連絡先</td><td>TEL() ー</td></tr><tr><td>現場代理人不在時 の連絡員(地位)</td><td>TEL() ー</td></tr></tbody></table> <table border="1"><tbody><tr><td>現場代理人 不在時の体制</td><td></td></tr></tbody></table>							工事名		工事場所		請負代金額		工期	年 月 日から 年 月 日まで	現場代理人氏名 連絡先	TEL() ー	現場代理人不在時 の連絡員(地位)	TEL() ー	現場代理人 不在時の体制	
工事名																				
工事場所																				
請負代金額																				
工期	年 月 日から 年 月 日まで																			
現場代理人氏名 連絡先	TEL() ー																			
現場代理人不在時 の連絡員(地位)	TEL() ー																			
現場代理人 不在時の体制																				

現場代理人を兼務する工事・業務委託

工事件名 (業務委託名)	
工事場所 (業務委託場所)	
請負代金額 (委託代金額)	
工期 (業務期間)	
工事概要 (業務概要)	
監督員課公所	
担当監督員氏名	

工事件名 (業務委託名)	
工事場所 (業務委託場所)	
請負代金額 (委託代金額)	
工期 (業務期間)	
工事概要 (業務概要)	
監督員課公所	
担当監督員氏名	

工事件名 (業務委託名)	
工事場所 (業務委託場所)	
請負代金額 (委託代金額)	
工期 (業務期間)	
工事概要 (業務概要)	
監督員課公所	
担当監督員氏名	

本件 通知してよろしいか伺います。

(様式1-2)

		分類 区分	第1	第2	第3	第4
		簿冊				

現場代理人兼務の承認について

年 月 日

様

名古屋市長

年 月 日付提出のありました下記の工事の現場代理人の兼務について

工事名	
工事場所	
請負代金額	
工期	年 月 日から 年 月 日まで

☐ 現場代理人の兼務を承認する。

なお、名古屋市緑政土木局における現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する取扱い要領に定める条件に反した場合には、現場代理人の兼務の承認を取り消すので、すみやかに新たな代理人を配置すること。万が一配置できない場合、工事の一時中止や契約条項に対する違反として処分の対象となる場合があります。

☐ 現場代理人の兼務を承認しない。

(理由)

☐ 現場代理人の兼務の承認を取り消す。

(理由)

(様式1-2)

現場代理人兼務の承認について

年 月 日

様

名古屋市長

年 月 日付提出のありました下記の工事の現場代理人の兼務について

工事名	
工事場所	
請負代金額	
工期	年 月 日 から 年 月 日 まで

☐ 現場代理人の兼務を承認する。

なお、名古屋市緑政土木局における現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する取扱い要領に定める条件に反した場合には、現場代理人の兼務の承認を取り消すので、すみやかに新たな代理人を配置すること。万が一配置できない場合、工事の一時中止や契約条項に対する違反として処分の対象となる場合があります。

☐ 現場代理人の兼務を承認しない。

(理由)

☐ 現場代理人の兼務の承認を取り消す。

(理由)

		分類	第1	第2	第3	第4
		区分				
		簿冊				

現 場 代 理 人 兼 務 承 認 伺

年 月 日

名古屋市長

印

次項の工事(業務委託)について、現在入札を検討しており、当社が契約した場合には、下記工事の現場代理人と兼務したいので、兼務してよろしいか伺います。

なお、兼務する場合には、名古屋市緑政土木局における現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する取扱い要領の定めにより、現場代理人兼務承認願を提出します。また、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障を及ぼさず、かつ、発注者との連絡体制を確保すること、この現場代理人については、届け出た工事及び業務委託以外には一切従事しないこと、届け出た工事及び業務委託以外のものを兼務しようとする時は新たに兼務承認願いを提出すること、また、現場の体制に不備が発生した場合など同要領の条件に反した場合には、代理人の兼務を中止しすみやかに新たな代理人を配置することを誓約します。

工事名	
工事場所	
請負代金額	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
現場代理人氏名 連絡先	TEL() -
現場代理人不在時 の連絡員(地位)	TEL() -

現場代理人 不在時の体制	
-----------------	--

代理人を兼務する予定の工事・業務委託

工事件名 (業務委託名)	
工事場所 (業務委託場所)	
予定価格	
工期 (業務期間)	
工事概要 (業務概要)	
監督員課公所	

工事件名 (業務委託名)	
工事場所 (業務委託場所)	
予定価格	
工期 (業務期間)	
工事概要 (業務概要)	
監督員課公所	

工事件名 (業務委託名)	
工事場所 (業務委託場所)	
予定価格	
工期 (業務期間)	
工事概要 (業務概要)	
監督員課公所	

備考	
----	--

(3件で足りなければ用紙を追加する。)

本件 通知してよろしいか伺います。

(様式2-2)

		分類 区分	第1	第2	第3	第4
		簿冊				

現場代理人兼務の承認について

年 月 日

様

名古屋市長

年 月 日付提出のありました下記の工事の現場代理人の兼務について

工事名	
工事場所	
請負代金額	
工期	

☐ 現場代理人の兼務を承認する。

兼務予定の工事等の開札が行われた場合、すみやかに開札結果について報告することし、兼務する場合は現場代理人兼務承認願を提出すること。

☐ 現場代理人の兼務を承認しない。

(理由)

(様式2-2)

現場代理人兼務の承認について

年 月 日

様

名古屋市長

年 月 日付提出のありました下記の工事の現場代理人の兼務について

工事名	
工事場所	
請負代金額	
工期	

☐ 現場代理人の兼務を承認する。

兼務予定の工事等の開札が行われた場合、すみやかに開札結果について報告することし、兼務する場合は現場代理人兼務承認願を提出すること。

☐ 現場代理人の兼務を承認しない。

(理由)

記載例

(別紙様式1-1)

(1/2)

		分類	第1	第2	第3	第4
		区分				
		簿冊				

現場代理人兼務承認願

令和●年●月●日

名古屋市長

株式会社○○建設 印

下記の工事について、名古屋市緑政土木局における現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する取扱い要領の定めにより、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障を及ぼさず、かつ、発注者との連絡体制を確保しますので、現場代理人の兼務を承認願います。

なお、この現場代理人については、届け出た工事及び業務委託以外には一切従事しないこと、届け出た工事及び業務委託以外のものを兼務しようとする時は新たに兼務承認願いを提出すること、また、現場の体制に不備が発生した場合など同要領の条件に反した場合には代理人の兼務を中止しすみやかに新たな代理人を配置することを誓約します。

工事名	○○築造工事
工事場所	千種区△△町地内
請負代金額	30,000,000円
工期	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
現場代理人氏名 連絡先	○○ TEL (090) ●●●●-△△△△
現場代理人不在時 の連絡員(地位)	○○ (□□会社) TEL (090) △△△△-●●●●

現場代理人 不在時の体制	① 現場代理人が不在の時は、上記連絡員が現場に常駐し、監督員と常時連絡がとれるようにします。 ③ 予期せぬ事態が発生した時には、現場代理人はすみやかに現場に戻ります。 ④ 主任技術者が重点的に現場を点検します。 ...
-----------------	---

記載例

(別紙様式1-1)

(2/2)

現場代理人を兼務する工事・業務委託

工事件名 (業務委託名)	△△補修工事
工事場所 (業務委託場所)	千種区□□町
請負代金額 (委託代金額)	2,000,000円
工期 (業務期間)	令和6年2月15日～令和6年3月15日
工事概要 (業務概要)	〇〇 一式
監督員課公所	千種土木事務所
担当監督員氏名	千種 太郎

工事件名 (業務委託名)	△△業務委託
工事場所 (業務委託場所)	名東区△△町
請負代金額 (委託代金額)	2,500,000円
工期 (業務期間)	令和6年2月15日～令和6年3月31日
工事概要 (業務概要)	〇〇 一式
監督員課公所	名東土木事務所
担当監督員氏名	名東 一郎

工事件名 (業務委託名)	
工事場所 (業務委託場所)	
請負代金額 (委託代金額)	
工期 (業務期間)	
工事概要 (業務概要)	
監督員課公所	
担当監督員氏名	

(3件で足りなければ用紙を追加する。)

記載例

本件 通知してよろしいか伺います。

(様式1-2)

		分類	第1	第2	第3	第4
		区分				
		簿冊				

現場代理人兼務の承認について

令和▲年▲月▲日

株式会社○○建設 様

名古屋市長

令和●年●月●日付提出のありました下記の工事の現場代理人の兼務について

工事名	○○築造工事
工事場所	千種区△△町地内
請負代金額	30,000,000円
工期	令和6年1月1日から令和6年2月28日まで

☒ 現場代理人の兼務を承認する。

いずれかにチェック
もしくは黒塗りする

定型文

なお、名古屋市緑政土木局における現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する取扱い要領に定める条件に反した場合には、現場代理人の兼務の承認を取り消すので、すみやかに新たな代理人を配置すること。万が一配置できない場合、工事の一時中止や契約条項に対する違反として処分の対象となる場合があります。

☐ 現場代理人の兼務を承認しない。

“承認しない”もしくは“取り消す”時は
その理由を記述する。

(理由)

本工事において、安全対策についてたびたび指摘しており、また連絡がとれないことも多々あり、本工事以外の工事の現場代理人を兼務することにより、本工事の適正な管理ができなくなる恐れがあるため。

☐ 現場代理人の兼務の承認を取り消す。

(理由)

本工事における安全対策についてたびたび指摘しているが、本工事以外の工事の現場代理人を兼務していることにより、対応が不適でありまた連絡がとれないことも多々あり、本工事の適正な管理に支障があるため。

記載例

(様式2-1)

(1/2)

		分類	第1	第2	第3	第4
		区分				
		簿冊				

現場代理人兼務承認伺

令和6年●月●日

名古屋市長

株式会社〇〇建設 印

次項の工事(業務委託)について、現在入札を検討しており、当社が契約した場合には、下記工事の現場代理人と兼務したいので、兼務してよろしいか伺います。

なお、兼務する場合には、名古屋市緑政土木局における現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する取扱い要領の定めにより、現場代理人兼務承認願を提出します。また、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障を及ぼさず、かつ、発注者との連絡体制を確保すること、この現場代理人については、届け出た工事及び業務委託以外には一切従事しないこと、届け出た工事及び業務委託以外のものを兼務しようとする時は新たに兼務承認願いを提出すること、また、現場の体制に不備が発生した場合など同要領の条件に反した場合には、代理人の兼務を中止しすみやかに新たな代理人を配置することを誓約します。

工事名	〇〇築造工事
工事場所	千種区△△町地内
請負代金額	30,000,000円
工期	令和6年1月1日から令和6年3月31日まで
現場代理人氏名 連絡先	〇〇 TEL(090)●●●●-△△△△
現場代理人不在時の 連絡員(地位)	〇〇(□□会社) TEL(090)△△△△-●●●●

現場代理人 不在時の体制	① 現場代理人が不在の時は、上記連絡員が現場に常駐し、監督員と常時連絡がとれるようにします。 ③ 予期せぬ事態が発生した時には、現場代理人はすみやかに現場に戻ります。 ④ 主任技術者が重点的に現場を点検します。 ...
-----------------	---

記載例

(様式2-1)

(2/2)

代理人を兼務する予定の工事・業務委託

工事件名 (業務委託名)	△△補修工事
工事場所 (業務委託場所)	千種区□□町
予定価格	2,000,000円
工期 (業務期間)	令和6年2月上旬～令和6年3月15日(予定)
工事概要 (業務概要)	〇〇 一式
監督員課公所	千種土木事務所

工事件名 (業務委託名)	□□改良工事
工事場所 (業務委託場所)	中区△△町
予定価格	3,500,000円
工期 (業務期間)	令和6年2月上旬～令和6年3月31日(予定)
工事概要 (業務概要)	〇〇 一式
監督員課公所	中土木事務所

工事件名 (業務委託名)	△△業務委託
工事場所 (業務委託場所)	名東区△△町
予定価格	2,500,000円
工期 (業務期間)	令和6年2月中旬～令和6年3月31日(予定)
工事概要 (業務概要)	〇〇 一式
監督員課公所	名東土木事務所

備考	上記3件のうち、いずれか最大2件までを兼務する予定です。 (どの工事(業務委託)かは入札前のため未定です。)
----	---

(3件で足りなければ用紙を追加する。)

記載例

本件 通知してよろしいか伺います。

(様式2-2)

		分類 区分	第1	第2	第3	第4

現場代理人兼務の承認について

令和■年■月■日

株式会社〇〇建設 様

名古屋市長

令和6年●月●日付提出のありました下記の工事の現場代理人の兼務について

工事名	〇〇築造工事
工事場所	千種区△△町地内
請負代金額	3,0000,000円
工期	令和6年1月1日から令和6年3月31日まで

☒ 現場代理人の兼務を承認する。

いずれかにチェック
もしくは黒塗りする

定型文

兼務予定の工事等の開札が行われた場合、すみやかに開札結果について報告することし、兼務
する場合は現場代理人兼務承認願を提出すること。

☐ 現場代理人の兼務を承認しない。

“承認しない”時はその理由を
記述する。

(理由)

本工事において、安全対策についてたびたび指摘しており、また連絡がとれないことも多々あり、
本工事以外の工事の現場代理人を兼務することにより、本工事の適正な管理ができなくなる恐れが
あるため。